

様式（第九条の二第一項第二号関係）

産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲を記載した書類					
1 事業の区分（どちらかに 印を記入すること。）					
積換え・保管は含まない			積換え・保管を含む		
2 産業廃棄物の種類（許可申請する産業廃棄物についてのみ 印を付けること。）					
許可申請する産業廃棄物の種類	新規申請	更新申請	変更許可申請		番号
			現行	追加	
1 燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）					1
2 汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）					2
3 廃油					3
4 廃酸					4
5 廃アルカリ					5
6 廃プラスチック類					6
廃プリント配線板					
廃容器包装					
自動車等破砕物					
7 紙くず					7
8 木くず					8
9 繊維くず					9
10 動植物性残さ					10
11 動物系固形不要物					11
12 ゴムくず					12
13 金属くず					13
廃プリント配線板					
鉛蓄電池の電極					
鉛製の管又は板					
廃容器包装					
自動車等破砕物					
14 ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず					14
廃ブラウン管					
廃石膏ボード					
廃容器包装					
自動車等破砕物					
15 鋳さい					15
16 がれき類					16
17 動物のふん尿					17
18 動物の死体					18
19 ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）					19
20 産業廃棄物処理物					20
21 輸入された廃棄物					21
上記のうち，石綿含有産業廃棄物を含む場合に記載					

注1 新規許可申請の場合は，許可申請を行うものについて新規申請欄に 印を付けること。
 注2 更新許可申請の場合は，現に許可を受けているものについて更新申請欄に 印を付けること。
 注3 変更許可申請の場合は，追加申請するものについては変更許可申請欄の追加欄に，現に許可を受けているものについては変更許可申請欄の現行欄に，それぞれ 印を付けること。
 注4 積替え保管を含む場合と含まない場合について，それぞれに作成すること。

様式（第九条の二第一項第二号関係）

産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲を記載した書類					
1 事業の区分（どちらかに 印を記入すること。）					
積換え・保管は含まない			積換え・保管を含む		
2 産業廃棄物の種類（許可申請する産業廃棄物についてのみ 印を付けること。）					
許可申請する産業廃棄物の種類	新規申請	更新申請	変更許可申請		番号
			現行	追加	
1 燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）					1
2 汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）					2
3 廃油					3
4 廃酸					4
5 廃アルカリ					5
6 廃プラスチック類					6
廃プリント配線板					
廃容器包装					
自動車等破砕物					
7 紙くず					7
8 木くず					8
9 繊維くず					9
10 動植物性残さ					10
11 動物系固形不要物					11
12 ゴムくず					12
13 金属くず					13
廃プリント配線板					
鉛蓄電池の電極					
鉛製の管又は板					
廃容器包装					
自動車等破砕物					
14 ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず					14
廃ブラウン管					
廃石膏ボード					
廃容器包装					
自動車等破砕物					
15 鋳さい					15
16 がれき類					16
17 動物のふん尿					17
18 動物の死体					18
19 ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）					19
20 産業廃棄物処理物					20
21 輸入された廃棄物					21
上記のうち，石綿含有産業廃棄物を含む場合に記載					

注1 新規許可申請の場合は，許可申請を行うものについて新規申請欄に 印を付けること。
 注2 更新許可申請の場合は，現に許可を受けているものについて更新申請欄に 印を付けること。
 注3 変更許可申請の場合は，追加申請するものについては変更許可申請欄の追加欄に，現に許可を受けているものについては変更許可申請欄の現行欄に，それぞれ 印を付けること。
 注4 積替え保管を含む場合と含まない場合について，それぞれに作成すること。